

# 一般財団法人世田谷トラストまちづくり駐車場管理規程

平成25年2月1日

世トま規程第52号

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人世田谷トラストまちづくり（以下「財団」という。）が、良好な住宅市街地を形成するためのまちづくりに関連して設置する駐車場（以下「駐車場」という。）の管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 財団が管理する駐車場（以下「個々の駐車場」という。）は、別表第一のとおりとし、管理運営について必要な事項は、個々の駐車場ごとに規則により定める。

### (管理者)

第2条 駐車場管理者（以下「管理者」という。）の名称及び所在地等は、次のとおりとする。

法人名 一般財団法人世田谷トラストまちづくり

所在地 東京都世田谷区松原6丁目3番5号

### (契約の成立)

第3条 駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この規程及び別に定める規則の内容を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

### (駐車場の休止等)

第4条 管理者は、次の各号に該当する場合には、駐車場の全部又は一部の利用休止及び駐車した自動車（以下「車両」という。）の移動等を行うことがある。

(1) 天災地変による災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊その他これに準じる事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき。

(2) 定期点検、工事、清掃又は消毒を行うため必要があると認められるとき。

(3) その他駐車場の保安管理上必要と認められるとき。

2 管理者は、前項の規定により駐車場の全部又は一部の利用を休止しようとするとき、又は休止している駐車場の全部又は一部の利用を再開しようとするときは、あらかじめその旨を見やすい箇所へ掲示するものとする。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りでない。

## 第2章 利用

### (利用方法及び遵守事項)

第5条 駐車場の利用方法及び遵守事項は、個々の駐車場ごとに規則により定

める。

(駐車位置の変更)

第6条 管理者は、駐車場管理のため必要があるときは、駐車位置を変更することができる。

(駐車場内の通行)

第7条 駐車場内の車両通行については、道路交通関係法令に定める例によるほか、個々の駐車場ごとに規則により定める。

(駐車時間の制限)

第8条 時間駐車利用者は、同一車両を引き続き7日を超えて駐車させてはならない。ただし、あらかじめ管理者の承認を得た場合は、この限りでない。

2 時間駐車で理由もなく7日を超えた場合は、管理者は駐車位置の変更又は所有者への引き渡し等、必要な措置を講ずることができるものとする。

(駐車拒否等)

第9条 管理者は、次の各号に該当するときは、駐車を拒否し、又は車両を退去させることができる。

(1) 駐車場の施設若しくは器物又は他の車両、その積載物若しくはその取付物を滅失、き損又は汚損するおそれがあるとき。

(2) 爆発物、危険物、引火物を積載し又は取付けているとき。

(3) 著しく騒音、臭気を発するとき。

(4) 非衛生的なものを積載し、液汁を出し又は積載物を散乱させるおそれがあるとき。

(5) その他駐車場の管理運営上支障があると認められるとき。

(出庫拒否)

第10条 管理者は、次の各号に該当する場合は、駐車した車両の出庫を拒否することができる。

(1) 利用者が出庫の際、正当な理由がなく駐車券を返納せず、所定の駐車料金を納付しないとき。

(2) 次条に規定する措置をとるため必要があると認めるとき。

(事故に対する措置)

第11条 管理者は、駐車場において事故が発生し又はそのおそれがあると認めるときは、速やかに必要な措置をとるものとし、利用者はこれに協力しなければならない。

### 第3章 駐車料金等

(駐車料金)

第12条 駐車料金の額その他は、個々の駐車場ごとに別に規則で定める。

### 第4章 引き取りのない車両の措置

(引き取りの請求)

第 13 条 時間駐車利用者が、あらかじめ管理者への届出を行なうことなく第 8 条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合、又は、定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して 7 日を超えて駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定するまでに当該車両を引き取ることを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引き取りを拒み若しくは引き取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引き取る事を請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引き渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前 2 項の請求を書面により行なう場合は、管理者が指定する日までに引き取りがなされないときは引き取りを拒絶したとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第 1 項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

（車両の調査）

第 14 条 管理者は、前条第 1 項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

（車両の移動）

第 15 条 管理者は、第 13 条第 1 項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

（車両の処分）

第 16 条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引き取ることを拒み、若しくは引き取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引き取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引き取りがなされないときは、催告をした日から 3 ヶ月を経過した後、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車流の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引き取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることがで

きる。

- 2 管理者は、前項の規定により車両を処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。
- 3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

## 第5章 保管責任及び損害賠償

### (保管責任)

第17条 管理者は、利用者に駐車券を発行したときから同券を回収するときまで（定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して車両を入庫させたときから同券を確認して出庫させたときまで）、車両の保管責任を負う。

- 2 管理者は、出庫の際に駐車券を回収して（定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して）車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

### (利用者に対する損害賠償責任)

第18条 管理者は、駐車場に駐車中の車両の保管にあたり、第20条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いては、その車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

### (車両の積載物等又は取付物に関する免責)

第19条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物（ペット等動植物含む動産一般。以下同じ）又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

### (免責事由)

第20条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 天災地変、その他不可抗力による損害及び事故
- (2) 車両、その積載物の盗難並びに損害
- (3) 車両、その積載物若しくは取付物の瑕疵又はその性質による損害及び事故
- (4) 管理者の責めに帰することのできない事由によって生じた駐車場の衝突、接触その他の事故
- (5) 第4条の規定による駐車場の休止等の措置
- (6) 第11条の規定による措置
- (7) 法令に基づく命令又は強制執行

### (利用者に対する損害賠償の請求)

第21条 管理者は、利用者の責めに帰すべき事由により損害を受けたときは、そ

の利用者に対して損害賠償を請求するものとする。

## 第6章 雑則

(防災)

第22条 管理者は、防災計画を定め利用者の安全に努めるものとする。

(委任)

第23条 この規程に定めのない事項については、法令その他の規定に従って処理する。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

### 別表第1 (第1条関係)

名 称	所在地
キャロットタワー地下駐車場 (キャロットパーク)	東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号
下高井戸公共駐車場	東京都世田谷区松原三丁目31番5号